業　務　名　：　志林川道路整備事業物件調査業務

建物等調査標準仕様書

第1章　総則

（適用範囲）

第1条　本仕様書は、うるま市の所掌する公共事業に必要な土地の取得等に伴う建物等の移転補償金額の算定等の業務を請負に付する場合の一般仕様を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のない事項については、別にうるま市が指示する建物等調査特記仕様書、沖縄地区用地対策連絡会発行の用地調査等業務共通仕様書、損失補償算定標準書によるものとする。

2　特記仕様書、用地調査等業務共通仕様書、損失補償算定標準書は、この仕様書に優先する。

（施行の原則）

第2条　受注者は、業務委託契約書及び仕様書に準拠し、調査を区域内の土地等の権利者及び隣接する土地等の権利者並びに関係ある他の官公署と協調を保ち、調査職員の指示を受けて正確かつ誠実に建物調査等を行わなければならない。

2　調査における対象物件は、事業実施計画平面図及び調書により行うものとする。ただし、当該物件の構造並びに機能上同一敷地内の全物件を調査の対象とすることもあり、その他調査職員の指示に従い調査するものとする。

（用語の定義）

第3章　この仕様書において用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一　「調査職員」とは、うるま市が建物等調査の施行について監督し、又は指示する職員をいい、調査職員は、主任調査員、調査員とする。

二　「検査職員」とは、うるま市が建物等調査の成果品について検査し、又は指示する職員をいう。

三　「指示」とは、うるま市側の発議により調査職員又は検査職員が受注者に対し、調査職員又は検査職員の所掌事務に関する方針、基準及び計画等を示して実施させることをいう。

四　「管理技術者」とは、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

五　「権利者」とは、土地又は建物等の所有者又は所有権以外の権利を有する者をいう。

（指示及び疑義の解釈）
第4条　受注者は、建物等調査を実施するに当たり、あらかじめ管理技術者立会いのうえ調査職員の指示を受けなければならない。

2　受注者は、建物等調査の実施上又は仕様書等に疑義が生じた場合は、管理技術者立会いのうえ調査職員の指示を受けなければならない。

（提出書類）
第5条　受注者は、下記「提出書類一覧表」に掲げる書類（A-4版規格）を提出期日までに調査職員を経てうるま市に提出しなければならない。

提出期日	業務着手時	業務完了時	監査完了時
提出書類	・業務着手届 ・管理技術者通知書 ・技術者経歴書 ・資格書及び免許証の写し ・建物等調査従事者届 ・業務工程表 ・身分証明書	・業務完了届 ・身分証明書(市へ返納)	・業務目的物引渡書 ・請求書

（支給材料等）
第6条　受注者は、建物等調査を実施するために必要な図書等を支給材料として使用する場合は、うるま市から貸与又は交付を受けるものとする。

2　受注者は、建物等調査業務が完了した後は3日以内に調査職員の確認を受け、返納しなければならない。

（身分証明書）
第7条　受注者は、うるま市から建物等調査に従事する者の身分証明書の交付を受け、建物等調査に常時携帯させなければならない。

2　建物等調査に従事するものは、関係人から請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

3　受注者は、建物等調査が完了したときは、遅滞なく交付を受けた身分証明書をうるま市に返納しなければならない。

（立入及び立会い）
第8条　受注者は、建物等調査のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の占有者の同意を得なければならない。

2　当該土地、建物又は工作物の占有者から立入の同意を得ることができないときは、調査職員に報告してその指示を受けなければならない。

3　建物等調査を行う場合は関係人等の立会いの上、所有区分を明確にすること。

（損害の補償）
第9条　受注者は、建物等調査のため農作物、庭園等を踏み荒し、又は物件の破損等により関係人に損害を与えたときはこれを補償しなければならない。

（調査職員の審査）
第10条　受注者は、建物等調査の実施状況について調査職員が審査を求めた場合は、これに応じなければならない。

2　受注者は、調査職員が行う建物調査等の実施についての審査に管理技術者を立ち会わせなければならない。

（部分使用）
第11条　受注者は、建物等調査等の実施期間であっても、調査職員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

2　受注者は、前項で提出した成果品について、調査職員が審査を行うときは、管理技術者を立ち会わせなければならない。

3　受注者は、建物調査等のうち調査職員が精度監理を必要と認めたものについては、第13条の成果品の提出に先立って仮提出しなければならない。

（検査）
第12条　受注者は、検査に管理技術者を立ち会わせなければならない。

2　受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に従わなければならない。

（成果品）
第13条　受注者は、特記仕様書に掲げる成果品を提出しなければならない。この場合において、野帳・計算書等は、実際に使用した原簿を提出しなければならない。

2　成果品は、原則として種類別に編集し、表紙に年度、事業名、箇所（地区）名、業務の名称及び受注者名等を記載するとともに、目次を付したうえ容易に取り外すことが可能な方法により、編纂するものとする。

第2章　建物等調査の基本事項

（業務従事者の資格）

第14条　受注者は、建物等調査業務を履行するに当たり、下記に掲げる資格を有する業務従事者（ただし、補助者を除く。）を当てなければならない。ただし、調査職員がこれと同等の知識及び能力を有する者と認めたものについては、これをもって足りるものとする。

業務内容	資格
権利調査	・ 公共用地取得実務経験者
木造建物調査 木造特殊建物調査	・ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士 ・ 公共用地取得実務経験者
非木造建物調査	・ 建築士法第2条に規定する一級建築士又は二級建築士(ただし、同法第3条第1項に規定する建築物に係る調査については、原則として一級建築士)
機械設備調査 生産設備調査	・ 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士で当該設備に係る技術士 ・ 公共用地取得実務経験者 ・ 補償業務管理士(機械工作物部門)
附帯工作物調査 立竹木調査 庭園調査 墳墓等調査	・ 公共用地取得実務経験者
営業に関する調査	・ 公認会計士法(昭和23年第103号)第17条に規定する公認会計士補 ・ 税理士法(昭和26年法律第237号)第18条に規定する税理士 ・ 中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)第4条第1項に規定する診断士 ・ 公共用地取得実務経験者 ・ 補償業務管理士(営業部門)
居住者調査 動産調査 その他の調査	・ 公共用地取得実務経験者
移転工法検討	・ 建築士法第2条に規定する一級建築士 ・ 公共用地取得実務経験者 ・ 補償業務管理士（物件部門）
再積算業務	・ 再積算又は再調査に係わる上記各項目で定める従事者とする

（権利調査）

第15条　受注者は、調査区域内に存する建物等について、管轄登記所の建物登記簿等によって、次の各号の調査を行わなければならない。

一　建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積

二　登記名義人の住所及び氏名又は名称

三　共有建物については、共有者の持分

四　建物に関する所有権以外の権利及び仮登記又は予告登記等があるときは、その内容

五　その他必要と認められる事項

2　前号の建物登記簿の調査により未登記の建物等が存在することが明らかになった場合には、その建物等について、居住者等の聴取によって所有者の住所、氏名及び建築年月日等の調査を行い、建築物建令調査表を作成し、固定資産資産証明書を添付すること（資産証明書の取得費用については受注者の負担とする）。

（移転工法検討）
第16条　移転工法検討とは、原則として敷地の一部が取得等の対象となり当該建物等の移転工法の決定が困難な場合で、想定される移転工法案の検討が必要と認められるものについて行うもので、次の各号の一に該当するものをいう。

一　当該敷地に対して取得等の対象が一部であって、通常妥当と認められる移転先が構内（残地）又は構外のいずれか判断することが困難な場合で、構内（残地）で現状の機能を回復するために想定される移転工法案の作成を行うもの。

二　工場等であって、敷地の一部が取得等の対象となっても、現状機能を構内（残地）において回復することが相当であると認められるもので、想定される移転工法案の作成を行うもの。

三　前一号及び二号で構内（残地）を通常妥当と認められる移転先とするために、現状の木造建物又は非木造複数棟を集約して従前の機能を回復するものとした場合の想定建物の設計を行うもの。

（再積算業務）
第17条　受注者は、次の各号により再積算業務を行わなければならない。
一　再積算は、原則として、移転工法及び移転補償額の積算方法の変更を行うことなく、当該事業年度の単価に修正を行うものとする。ただし、積算基準等の改正に伴って、移転補償額の積算方法等の変更が生じた場合には、これらの変更を行うものとする。

二　前条の再調査を行った結果、建物及び工作物（立竹木を含む。）の平面、構造概要等移転補償額積算の基礎となるものに変更が生じているときは、その状況を監督職員に報告し、その指示に従って再調査の結果に基づく移転補償額の積算を行うものとする。

第3章　数量等の処理

（建物等の計測）
第18条　調査において、建物等の大きさ、長さ、高さ等の計測を行うときの単位は、ミリメートルとして小数点以下を四捨五入する。ただし、配水管等で計測が困難なものはこの限りでない。なお、建物等の面積に係る計測は柱又は壁の中心線で行うことを原則とする。

2　建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅、長さ等の計測は、原則としてミリメートルを単位とする。ただし、通常メートル又はセンチメートルが単位として使用されてるものについては、その例による。

3　立竹木の計測の単位は、毎木調査にあっては、胸高直径（目通幹周）はセンチメートルとし、小数点以下第1位を四捨五入し、根本周囲、枝幅、樹高はメートルとし、小数点以下第2位を四捨五入する。ただし、樹高において、庭木等で小数点以下第2位までの計測が困難なものは、この限りでない。なお、その他、草花、地被類、芝等にあっては、面積の算出に必要な方法によるものとする。

（建物等の図面等に表示する数値及び面積計算）
第19条　建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測地による。

2　建物等の面積計算は、前項で記入した数値によって小数点以下第4位まで算出し、それを建物等の各階別に累計し、その小数点以下第3位を切り捨て第2位までとする。

3　建物等の延べ面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とする。

4　1棟の建物が2以上の用途に使用されているとき、又は、2以上の建築構造となっている場合は、第2項に基づき用途別構造別に面積を算出する。

（建物等の計算数値の取扱）
第20条　建物等の補償額算出に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。

2　構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として各々の単位を基準とし、次の各号に定める方法によって行うものとする。

一　補償額算出調書に計上する項目ごとに集計する。

二　前項の使用単位で直接算出できるものは、その項目ごとの計算過程においては小数点以下第4位切り捨て第3位計上とする

三　前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用数量に換算を行う。この場合に長さ等の集計は、原則として小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出するものとする。

（建物等の補償額算定調書に計上する数値）
第21条　補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号に定める方法によるものとする。

一　建物等の延べ面積は、第19条第3項で算出した数値とする。

二　工作物等の長さ等の数量は、メートルを単位とした小数点以下第2位までとする。ただし、配水管等で小数点以下第2位までの計測が困難なものについては、小数点以下第1位までとすることができる。

三　構造材、仕上げ材等その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで計上するものとする。

（補償額等の端数処理）
第22条　補償額等の積算を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として次の各号に定めるところによるものとする。

一　補償額積算に必要となる資材単価については、資材単価等の基礎となる資料の単価の単位に合わせるものとし、端数処理は行わない。

二　諸経費を加算して得た各移転料に100円未満の端数が生じたときは、これを諸経費において切り捨てることができるものとする。ただし、その他建物の推定再建築費及び工作物の再設費又は移転費産出のために純工事費において一定率を乗じて算出する共通仮設費等にあっては、1円未満を切り捨てるものとする。

三　工作物等の補償単価（一位代価）は、10円未満を切り捨てるものとする。

四　非木造建物標準単価にあっては、100円未満は1円未満を切り捨て、100円以上10,000円未満は10円未満を切り捨て、10,000円以上は100円未満を切り捨てるものとする。

（内容等の協議及び修補）
第23条　受注者は、第11条第3項で仮提出した成果品の内容等について、調査職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えなければならない。

2　受注者は、仮提出した成果品の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

第4章　写真台帳の作成

（写真台帳の作成）
第24条　受注者は、建物等調査と併せて、次の各号に定めるところによりデジタルカメラにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成する。

2　建物の撮影は、建物の全景及び建物が存在する周囲の状況並びに建物内部の床、壁、天井及び建具の概要が把握・判別が容易にできるものとし、必ず対面より撮影すること。尚、外観写真についてはその限りではない。

3　その他工作物等の撮影は、工作物、立竹木、動産及び営業商品の種類、配置状況が容易にかわるものとする。又、樹高2メートル以上の立竹木については、幹周りの検収状況も撮影する

4　写真台帳には、建物配置図等に撮影した写真の位置及び方向を付記するとともに、写真番号を記入するものとし、容易に取り外すことが可能な方法により、編集するものとする。尚、編集順位は次の方法で行うものとする。
　外観写真・内部写真(玄関・居間・各部屋・台所・浴室・トイレ)・建物周囲の外部写真・動産写真・工作物写真・樹木写真の順とし、時計周りに各項目毎の編集を行うこと。

非 木 造 建 物 調 査 積 算 要 領

（総則）
第1条　この要領は、非木造建物の調査積算業務に適用するものとする。

（用語の定義）
第2条　この要領において「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、建築工事請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。

2　この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合に剥離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。

3　この要領において「複合単価」とは、材料・労務・機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。また、「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される部分をいう。

（調査）
第3条　非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、規模、仕様、規格、経過年数及び管理状況等建築費が算出できるための調査を行うものとする。

（既存図の利用）
第4条　前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。その場合調査職員と協議を行うものとする。

（不可視部分の調査）
第5条　不可視部分の調査については、既存図を利用して調査を行うものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合は、当該不可視部分の調査は不用とする。

2　前項の調査において、当該建物に既存図がない場合、又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み及び現地調査等の方法により調査を行うものとする。

（構造計算）
第6条　補償工法を、既存の建物の一部を切取り又は改造を行うとした場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。

（補償積算に必要な図面の作成）
第7条　補償金額を積算する場合の図面は、非木造建物図面作成基準（沖縄地区用地対策連絡会）に基づき作成するものとする。

（数量の計測・計算）
第8条　細目の数量は原則として当該建物の作成図面に基づいて計測・計算するものとし、計測・計算方法等は、非木造建物数量計測基準（沖縄地区用地対策連絡会）によるものとする。

（単価等）
第9条　補償金額の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

一　損失補償基準標準書（沖縄地区用地対策連絡会）
二　営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）

2　前項の単価表に載ってない単価については、単価を作成する。その参考図書は「建設工事標準歩掛」（建設物価調査会）を採用し亜熱帯気候条件を考慮するものとする。

3　第1項、第2項によりがたい場合は、次による方法で設定する。
一　原則として建設物価、積算資料、カタログ、見積等の順序で採用し物価資料は、当該委託業務契約年の1月号を採用する。（那覇、全国で採用し、原則として小口単価とする。）
二　カタログ・見積りによる場合は3社以上とし、その最低価格を採用するものとする。（価格は現場渡し）尚、カタログ単価を採用する場合は、低減率を乗する。

（建令）
第10条　補償金額積算における建築年月は次の順序で採用する。
①登記簿　②家屋資産台帳　③所有者からの聴取

（住居に関する調査）
第11条　受注者は、調査区域内で移転の対象となる権利（居住）者について、その世帯ごとに次の各号の調査を行わなければならない。

一　住所、連絡先、氏名（フリガナを記入）及び生年月日
二　居住者の家族構成
三　使用状況及び住居の占有面積
四　賃貸権の場合（借地も含む）には賃料その他の契約条件（契約書の写し）
五　その他必要と認められる事項(仮住居補償期間認定のための工程表の作成等)

（動産に関する調査）
第12条　受注者は、調査区域内で移転の対象となる権利（居住又は営業を行っている）者の動産について、世帯ごとに次の各号の調査を行わなければならない。

一　動産の所在地
二　所有者の住所、氏名（法人にあっては名称）
三　住居又は店舗等の占有面積
四　屋内動産であっても住居面積標準台数表により補償額を算出することが著しく実情に合わないと認められるもの及び一般動産については、品名、種類、規格、数量等（配置図を作成し、写真撮影する）この場合の数量は、原則として体積とする。なお、特殊な動産（金庫等）については推定重量を伴わせて調査する。

五　その他必要と認められる事項

営 業 そ の 他 調 査 積 算 要 領

（総則）
第1条　この要領は、営業その他調査積算業務に適用するものとする。

（営業に関する調査）
第2条　受注者は、調査区域にあって移転対象となる権利（営業を行っている）者の営業実態により、次の各号の調査によるほか、営業調査積算要領（沖縄地区用地対策連絡会）により行うとともに資料の提供を求めなければならない。

一　権利者が法人の場合は次のものとする。
（1）営業所の所在地、社名、代表者名、業種および開設年月日

（2）事業概要説明書
確定申告書とともに税務署に提出する事業概要説明書を収集する。

（3）確定申告書（控）
原則として、税務署の受付印のあるものを過去3か年分収集する。

（4）損益計算書
過去3か年分収集する。

（5）賃借対象表
過去3か年分収集する。

（6）固定資産台帳
直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認めた場合には、過去3か年分を調査収集する。

（7）総勤定元帳等
直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認めた場合には、過去3か年分を調査収集する。

二　権利者が個人経営の場合は次のものとする。
（1）営業概要書
店舗又は営業所の名称、所在地、経営者名、営業内容、生産及び販売実績、生産及び販売計画、受注又は顧客の動向、従業員の雇用状況等を調査し、営業概要書を作成する。

（2）確定申告書（控）
原則として、税務署の受付印のあるものを過去3か年分調査収集する。

（3）総勤定元帳等
直近、1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認めた場合には、過去3か年分を調査収集する。なお、総勤定元帳以外の帳簿は、次のものとする。

①正規の簿記の場合
売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、貯金出納長及び固定資産台帳
②簡易簿記の場合
現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳及び固定資産台帳

三　前2号の調査以外に移転補償額の積算に必要となる従業員等給料申告書等の調査及び申告書の提出を求めるものとする。

（住居に関する調査）
第3条　受注者は、調査区域内で移転の対象となる権利（住居）者について、その世帯ごとに次の各号の調査を行わなければならない。

一　住所、連絡先、氏名（フリガナを記入）及び生年月日

二　居住者の家族構成

三　使用状況及び住居の占有面積

四　賃貸借の場合（借地も含む）には賃料その他の契約条件（契約書の写し）

五　その他必要と認められる事項

（動産に関する調査）
第4条　受注者は、調査区域内で移転の対象となる権利（居住又は営業を行っている）者の動産について、世帯ごとに次の各号の調査を行わなければならない。

一　動産の所在地

二　所有者の住所、氏名（法人にあっては名称）

三　住居又は店舗等の占有面積

四　屋内動産であっても住居面積標準台数表より補償額を算出することが著しく実情に合わないと認められるもの及び一般動産については、品名、種類、規格、数量等（配置図を作成し、写真撮影する）。この場合の数量は、原則として体積とする。なお、特殊な動産（金庫等）については推定重量を併せて調査する。

五　その他必要と認められる事項

（調査書の作成）
第5条　受注者は、第2条、第3条及び第4条の調査が完了したときは、うるま市用地課の定める様式に所定の事項を記載しなければならない。

（補償額の積算）
第6条　受注者は、前条の調査等の作成が完了したときは、当該権利者の移転工法に適合した補償額を別途指示する算定要領等により、次の各号に定める積算をしなければならない。

一　営業補償額の積算を行う。

二　動産移転料の積算を行う。
　この場合、書画、骨董品等の特殊な動産については専門業者の見積書を徴収し、これによることができる。

三　その他、調査職員が不必要と認め指示した場合を除き、原則として、仮住居補償、移転雑費等その他通常生じる損失の補償額の積算を行う。

四　営業休止補償及び仮住居補償の補償期間については、工程表を作成のうえ適正な補償期間を認定する。

附 帯 工 作 物 調 査 積 算 要 領

（総則）
第1条　この要領は、附帯工作物の調査積算業務に適用するものとする。

（用語の定義）
第2条　附帯工作物とは、調査区域（敷地）内にあって建物、機械設備、生産設備、庭園及び墳墓等として取り扱うもの以外のすべてをいい、主として次に例示するものをいう。なお、これには、借家人等が設置した造作及び敷地内に存する立竹木を含むものとする。

門・囲障・コンクリート叩き・敷石・敷地内排水設備・一般住居にあっては屋外の給排水、ガス設備・物干し台（柱）・池等

第3条　立竹木は、立木、用材林、薪炭林（自然生林）、収穫樹、竹林及び仮植木（植木畑）に区分するものとする。

（調査）
第4条　受注者は、附帯工作物（独立看板、広告塔、野立木等を含む。）の調査に当たり当該附帯工作物の配置を調査するとともに、次の各号により行わなければならない。

一　工作物の種類、規模、形状寸法、数量等

二　その他、当該工作物の再設費又は移設費の積算に必要と認められる事項

第5条　受注者は、調査区域内に存する立竹木の調査を第3条で定める区分ごとに次の各号により行わなければならない。

一　立木（鑑賞樹、風致木、その他）の調査は、次による。
（1）　権利者の画地ごとに縮尺50分の1又は100分の1程度の略図を作成し、土地の所得等の予定線及び立木の位置を記入する。

（2）　立木については、立木の略図上に連番を付し（寄植及び連植であって同樹種・同寸法のものは、同番号とする。）樹種名、胸高幹周、樹高、管理の状況、移植の適否の判断を記入する。

（3）　芝、地被類、草花等については、植込み面積（㎡）を記入する。

二　収穫樹の調査は、原則として、第1号に準じた毎木調査のほか、樹齢（植込年次）の調査も行うものとする。

この場合に、同区域内に、囲障、釣棚等の工作物が存するときは、これらの調査も行うものとする。

三　仮植木（植木畑）の調査は、次による。
権利者ごとに仮植木（植木畑）として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、そこに植栽されている樹木について、同樹種、同寸法のものを単位に樹種名、胸高幹周、樹高、本数、樹齢（育生年数）及び管理の状況について記入する。

なお、同樹種同寸法のものが大規模に植栽されている場合には、標準地調査により行うことができる。

（立木の測定）
第6条　受注者は、立木の測定においては、次の各号により行わなければならない。

一　樹高は、地際（傾斜地においては山側地際）より梢頭までの垂直高を測定する。ただし、やし類については生長点（裸幹周）までの垂直高を測定する。

二　胸高幹周の測定位置は、地際より高さ約1．2mとする。なお、双幹又はそれ以上の幹が地上から分岐している場合は、幹周の合計寸法の70％をもって、胸高幹周の寸法とする。

（積算）
第7条　補償金額の算定は、調査職員の指示によるものとする。
なお、立木の積算において、幹周10cm以上の立木については、幹周の単価により積算するものとする。